

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 琉球政府 機構・
人事・県民会議

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358

施政方針

(行政主席)

那霸市長

111

12/16

アメリカ局長

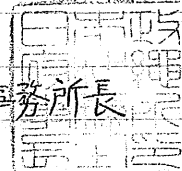
参事官
北米第一課長

事務連絡第 122 号

昭和44年5月28日

外務大臣 殿

日本政府沖縄事務所長



資料の送付について

往電第222号に因り、下記のとおり別添1部
送付す。

記

1970年度琉球政府行政主席施政方針

要処理
首席参事官
南
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調査
調査
力夕夕
局庶務



14時解禁



1969年5月27日(火曜日) 公報(号外) (1961年1月6日第三種郵便物認可) 第36号

公報

(号外)

第三十六号
一九六九年
五月二十七日

週一回(火)定期発行
必要に応じて号外発行

一九七〇年度行政主席施政方針

琉球政府

一九七〇年度行政主席施政方針

一九七〇年度歳入歳出予算の立法勅告に当って、施政に関する私の方針と所
信を申し述べます。
昨年十一月の歴史的行政主席の公選に当り、私は、県民多数の支持を得て、
初の公選主席に選任され、この重責を担うことになりました。
私は就任以来、誠心誠意施政に当り、施政権の即時無条件全面返還、B52
撤去・原子力潜水艦寄港中止・総合労働布令撤廃等をはじめとして、反戦平
和、人権回復、県民福祉、自治権拡大等を基調として、選挙のさい公約した事
項の実現のために、努力してまいりました。
今後、この基本姿勢を貫き、常に県民福祉を最優先に考え、道義を重ん
じ、科学性に立脚した、県民本位の清潔で民主的な明るい政治の確立につとめ
ることをお誓いするものであります。

即時無条件全面復帰の実現

わたくしたちの沖縄は、県民の意志を反して、祖国と行政分離され、異民族
の支配下におかれること実に二十余年の長きにたりました。
今われわれに与えられた政治的最大の課題は、施政権返還の問題であること
は言うまでもありません。
ところで、この施政権返還問題は、周知の通り沖縄県祖國復帰協議会を中心
とする全県民のたゆみない強力な運動と、それを背景にした立法院の、たび重
なる施政権返還請求決議などによって、ようやく国民同胞のあいだに浸透し、
それが、国民世論となって、日米両国をゆりうごかし、ここに情勢は大きな変
化をみせてまいりました。
私は、これまでの県民の闘いを高く評価するとともに県民一体となったこの
ゆるぎない体制が、今後の施政においても強い支えとなることを期待するもの
であります。

さて、施政権返還問題がいよいよ具体化するにたがって、県民はそのなり
ゆきに重大な関心を寄せ、ことしこそはこの問題が、画期的に大きく進展する
年になるよう念じ、かつ期待しております。
この期待が実現するよう、私は県民とともに引き続きあらゆる機会をとらえ
て、日米両国政府に要求、要請を続け、所期(目的)を達成する決意であります。

一九七〇年度行政主席施政方針

目次

ページ

前文.....1

即時無条件全面返還の実現
平和擁護・諸権利の回復・自治権の拡大
自主経済体制の確立と財源の確保
社会の健全性回復

一 経済開発と産業基盤の整備について.....2

二 社会福祉の充実について.....4

三 市町村行政の強化について.....4

四 教育環境の整備について.....4

五 離島へき地の振興について.....5

むすび.....5

平和擁護・諸権利の回復・自治権の拡大

去る大戦で悲惨な戦禍を蒙ったわれわれ沖縄県民は、なによりも戦争をなく
み、平和を希求しております。
しかるに、沖縄には現在米国の巨大な軍事基地がおかれています。
私は、県民の平和な生活を守るため、軍事基地の存在に反対します。
また、私は、憲法の保障する日本国民としての、諸権利の回復に全力を尽
し、当面の問題としては、差別のない国政参加の実現に一段と努力いたします。
その間、逐次布告、布令を廃止させ、自治権の拡大をはかり、祖国への復
帰路線にそう基礎布石を強化していきたくと思ひます。

自主経済体制の確立と財源の確保

自主的、具体的復帰体制づくりの重大な課題の一つとして、経済問題があり
ます。
それは、いかにして基地経済から脱却して、平和的な自主経済を樹立し、県
民生活を安定させていくかということであります。
この問題に対処するため、みずからの長期経済開発計画を策定し、沖縄経済
の建て直しと、健全な方向づけをしていきたいと思ひます。
幸い、本土政府にも沖縄復帰対策本部や沖縄経済振興会議等の設置の計画が
あります。

私は、その実現を推進し、さらに沖縄県復興特別措置法等の制定を要求した
と思ひます。

財源確保についても、全県民の強い要望である交付税方式による財政支出お
よび国家的事務経費の全額負担等を強力に要求し、従来のいわゆる日政援助方
式の質的転換と量的拡大をはかり、本土政府に財政的にも一層その責任体制を
確立してもらふよう、力強く働きかけます。

米國に対しては、開発金融・水道・電力などの公社ならびに固有有地、油脂
管理の民移管を要求し、また租税の原主主義を実現させたいと思ひます。

なお、本土政府出資による「沖縄県総合開発銀行」などの機関の設立も強く
要求したいと思ひます。

社会の健全性回復

沖縄の社会は、その特殊的地位から生ずる幾多の不健全性を内包しています。
従来社会(大関心)なっている青少年非行化もこの不健全性の象徴的な

あらわれの一つであります。そのほか、沖縄は社会保障や福祉制度がいちじるしく立ちおくれであり、教育環境はきわめて不備であります。B52の墜落、原子力潜水艦の寄港その他軍事基地から発生する騒音や公害、軍人軍属による犯罪や不法行為による人権侵害事件等が頻発し、また一般犯罪も悪化の傾向にあります。これらはいずれも沖縄社会の健全性の一面を示すものにはなりません。このような事実からして、沖縄の社会体質の改善とその健全性の回復は、わが郷土を物心両面から総じて直すということ、特に力を入れるべき大きな課題であります。

私は、これら諸問題の解決に、ひとつひとつの強力でとっ組んでいく決意であります。以上の基本的立場に立って新年度は基本施策として、次の五つをきかけその実現のために、努力する所存であります。

1 長期経済開発計画の策定
基地経済から脱却して、平和的自主経済を確立するためには、長期的展望に立つ経済開発計画が必要であります。

この長期経済開発計画の策定に当たっては、内部体制を整備強化し、民間経済研究機関や学者グループならびに内外の専門家の協力を得て、経済開発審議会を設置し、広く卓抜した民意を反映させるよう、目下、その準備をすすめております。

政府においては、さらに、長期経済開発計画策定の基本的考え方をまとめたが、その概要を申し上げると、次のとおりであります。

計画期間としては、一九七一年度を初年度とし、一九八〇年度を目標年度とする十一年間であり、長期ビジョンの設定については、計画の基本的な方向づけに当って、日本経済の一端としての立場に立つ、沖縄の経済社会のあるべき姿を設定したいと思っております。

また、経済開発の基本方向としては、戦略産業の開発、農漁業の振興、既存企業の体質改善、社会開発など、四つの柱を軸として推進したいと考えております。

したがって、本年度においては、審議会など県民各位の協力を得て、総力を結集して計画を策定したい所存であります。

2 資源の開発
資源の乏しい沖縄において、資源の開発および保全ならびに利用の高度化に資するため、その実証的かつ総合的に把握することは、経済計画を樹立するうえにおいて、きわめて重要なこととあります。

そのために、国土の實體を立体的に総合把握できる空中写真撮影を行ない、土地利用図などの国土基本図を作成し、水・土地・地下資源その他の資源等について、調査を強化し、開発を促進したいと思っております。

3 社会資本の充実
経済の発展・民生の向上をはかるためには、産業基盤・生活環境・文化通信施設等の社会資本の整備充実をはかることが必要であります。

近年の輸送需要の増大にかんがみ、道路および那覇新港等の整備拡充を、強力に推進してまいりたいと思っております。

都市地区においては、人口・産業の集中に対応するため、継続的に都市計画事業の推進をはかり、あわせて都市基本調査を実施し、無秩序な都市の膨張に対処するため、広域都市計画を設定したいと思っております。

なお、住宅対策としては、大量の住宅を供給することにとつとも、大規模な宅地開発、土地利用の増進、居住環境の整備改善に力を入れ、さらに住宅建設資金を拡充して、持家住宅の建設を促進する所存であります。

4 経済の振興

(1) 農林水産業の振興
農林業については、農民の生活水準と生産性の向上をはかることを基本目標として、まず生産基盤の整備、特に土地改良事業・農業施設事業・農業構造改善事業・開拓移住地整備事業等を促進する考えであります。

主要農産物については、適地適作による主産物形成を促進すること、農林業研究施設の実施と普及活動の強化に努めたいと思っております。

特に、基幹産業である糖業、パイナップル産業については、生産物価格の安定のため、適切な措置を継続するよう、本土政府に強力に折衝するほか、単収量の増大をはかり、生産性の向上に努めるとともに、関連企業の施設の改善、資金の融通等によって、企業の合理化を推進してまいりたいと思っております。

(2) 漁業の振興
漁業については、その生産基盤である漁港の整備を計画的に推進するとともに、水産資源振興計画に基づく漁船の大規模増大、沿岸漁業の経営近代化、漁場の改良造成、栽培漁業の奨励、漁業協同組合組織の整備強化、水産研究機関の機能強化、漁業災害補償制度の促進、漁船損害補償制度の確立等によって、漁業振興ならびに沿岸近海漁業の振興を促進し、漁民所得の向上をはかることを期したいと思っております。

以上述べた農林水産業の合理化を推進するため、農林漁業中央金庫の資金の増強、農林漁業金融の強化をはかる考えであります。

(3) 物産の安定
経済問題で留意すべきものに物産対策があります。最近における消費者物価は、持続的な値上り傾向にあり、年平均四パーセント強の上昇率を示しております。

そこで物産を安定させるために、物産問題協議会を充実し、積極的な方策をとるとともに、政府部内の緊密な連絡、情報の交換、総合調整等の機能が十分に発揮できるように、県民生活課の新設と関係法令の制定を行なって、物産行政、消費者保護行政を強力に推進していく考えであります。

(4) 労働福祉の向上と雇用の促進
まず、総合労働令については、民主主義社会において到底容認できないものであることを確認し、同布令の撤回を強く申し入れてきたところであります。

今後引き続きその実現をはかって一段の努力を傾注する所存であります。

さらに、特殊な状態におかれている軍雇用員の離職時における再就職を促進し、生活を保障して平和産業への貢献の途を拓くため、特別措置を講ずるとともに、渉外労働者を新設して、軍雇用員およびその離職者の保護をはかりたいと思っております。

次に、産業の振興と技術革新に対処するため職業訓練を強化充実して、労働者の技能向上を促進する考えであります。

一方職業安定機能を整備し、失業保険制度との一体的運用による相互の実効を高め、また、失業対策事業を充実し、身体障害者雇用促進法を制定して、身体障害者の職業参加を促進してまいりたいと思っております。

これらのことについては、軍関係離職者等臨時措置法を含め、職業関係諸制度の有効かつ総合的運用の方向に行政運用の重点を指向し、可能なかぎり、住民の就業の確保と労働者の生活向上に努力し、あわせて産業需要の積極的充足をはかる所存であります。

さらに、個別的労働関係については、労働条件の維持向上、最低賃金制度の充実をはかること、産業安全行政と労働者災害補償保険制度の一体的運用をはかって、産業災害の防止と職業病の予防および労働者の生命、健康の保護につとめ、あわせて企業の危険負担の軽減をはかりたいと思っております。

知人・年少労働者の保護についても、一層意を配って労働福祉の向上に一段の努力を払いたいと考えております。

集団労働関係については、労・使の理解と関心を高めること、労働

協約締結促進について積極的に指導し、合理的な労働関係の安定をはかっていたと考へております。

二 社会福祉の充実について

本土復帰に備えて、本土との格差を是正することが緊要であり、そのためには県民生活に密着した各種施策を一段と拡充し、強化することが強く要請されます。まず、生活保護については、本土並みを目標として、身体障害者福祉法の一部改正を行い、身体障害者の福祉を拡大するとともに、重度障害者の更生施設を建設し、老人に対しては、収容施設の増設をはかります。児童福祉については、保育所の増設と、特殊心疾患児の医療対策を強化し、さらに、母子家庭、寡婦の生活安定をはかるため、児童扶養手当法および特別児童扶養手当法、国民年金法を一層充実強化し、精神薄弱者福祉法を制定し、その福祉の向上を期す所存であります。

次に、県民の保健衛生対策は、保健所施設の整備をはかることと、諸疾病の予防対策を強化し、公害については、原子力潜水艦寄港による放射能汚染および爆音、廃油その他の基地被害の調査体制を確立し、その対策を講じ公衆衛生の向上と民生の安定につとめます。

医療部門においては、新那覇病院の建設を促進するとともに、既設医療機関の整備拡充をはかり、国費・自費医学生の特進促進のため、夏季実習の実施、医師の待遇改善、中部病院における臨床研修制度を整備する所存であります。医療保険については、現物給付方式に改めるとともに、給付内容の改善と保険料率の引下げを行なうほか、医療費保険の実現に努力する所存であります。

三 市町村財政の強化について

産業を興し、民生を安定させ、福祉社会を建設するための行政単位は地域住民に直結する市町村であります。

したがって、その行政を強化充実し、復讐に備えて自主、主体的な地域即応の行政執行体制を整えていくことは、もつとも緊要なことであり、

そこで、行政水準の向上、能率的行政改善を助長し、その財政を確立させるため、市町村交付税の充実、特別とんぼろ税の創設、軽自動車税の市町村への

移譲と、超過負担の排除、長期低利融資制度の整備拡大をはかりたいと思

います。次に、市町村合併を促進する必要があります。そのためには、合併による新市町村建設の費用を増強するとともに、今後はその経費を総括運用できるように検討をすすめます。

なお、一部事務組合等による行政の広域化を推進すべく努力します。市町村職員の賃金の向上をはかるためには、各種研修に努力し、また市町村財政診断を強化し、その行政運営の合理化を促進して、地方自治の確立強化をはかりたいと思

四 教育環境の整備について

物的資源に恵まれない沖縄においては、教育の振興による人材養成は、きわめて重要な課題であります。さらに、祖国復帰をめざして、沖縄の児童生徒が、本土と同じ水準の教育条件下で教育を受けられるよう、その環境づくりに大きな努力が払われなければなりません。

そのため、年次計画によって教育の振興をはかっていく考えであります。新年度の文教行政の重点施策としては、文教施設の充実、教職員の賃金ならびに福祉の向上、地方教育区の行政の充実、教育の機会均等、児童生徒の学力向上と生徒指導の強化および社会教育の振興と青少年の健全育成をとりあげていきたいと思います。

また、新年度は、公立学校教職員等共済組合の本格的活動開始の年にあたり、それに対する負担の充実をはかることになっております。

そのほか、就学奨励法の立法に伴う予算措置、長期計画による校舎などの建築、教育研修センターの活用等による教職員の指導力の強化、へき地教育の振興、青年の家、中央公民館、体育館の建設と中央図書館の整備充実による社会教育の振興、人事刷新等に力を入れたいと思

います。さらに、教育費の中で公費をかたがわりしている父母負担の軽減をはかることと、教職員の自主性を尊重して民主的な教育の確立に努力していき、

特に、最近社会問題になっている青少年の非行化と青少年の健全育成につ

ては、教育文化関係の諸団体、防犯治安関係者その他社会全般の英知と力を結集して、その対策を講じていくことに、非行青少年の矯正教育のためには、施設と教科内容を充実して、その実をあげる所存であります。なお、琉球大学については、その国立化をめざして、制度および施設などを拡充強化し、特色ある総合大学として健全な発展を期すべく努力したいと思

五 離島へき地の振興について

離島へき地は、その自然のおよび地理的な悪条件と相まって、交通・通信・生産基盤・電気・水道等の公共施設の整備がたおくれられているため、経済の発展と民生の安定が阻害されている現状であります。

先般、市町村行政視察のため、各市町村を訪れ、直接、地域住民の窮状を見聞し、訴えをきいて、いよいよその振興に力を入れなければならないことを痛感いたしました。

一九六五年度以来政府としては、離島振興計画を定めて、産業基盤施設の整備につとめてまいりましたが、多年にわたり、種々の制約から累積された後進性は、まだ除去されるにいたっておりません。

したがって、なお引き続き後進性除去のための基礎条件の改善と産業振興のための施策を実施する必要があります。

そこで、企画局に離島振興課を新設して、その実施体制を強化するとともに、建設・農林・通産局に分散計上されている離島関係公共事業費の総合調整を行なわしめてその完全執行を期し、離島へき地の振興を強力に推進したいと思

います。なお、新年度は、特に、農山漁村電気導入促進法による全島電化を促進し、また水道についても施設の整備をはかって、へき地性の解消に、より一層の力を入れる所存であります。

さらに、第一次産業が、離島経済の中心を形成していることから、土地改良および農業施設などの生産基盤の整備をはかり、殊に医療に恵まれないへき地離島に対しては、町村医師および助産婦の給料補助金を増額し、政府立診療所の充実をはかりたいと思

います。以上一九七〇年度の基本的な重要施策について述べましたが、そのほかに、勸奨退職者を増員して人事の刷新をはか

る所存であります。また、新年度は、公立学校教職員等共済組合の本格的活動開始の年にあたり、それに対する負担の充実をはかることになっております。そのほか、就学奨励法の立法に伴う予算措置、長期計画による校舎などの建築、教育研修センターの活用等による教職員の指導力の強化、へき地教育の振興、青年の家、中央公民館、体育館の建設と中央図書館の整備充実による社会教育の振興、人事刷新等に力を入れたいと思

むすび

思うに沖縄は、ここ二・三年、最も重大な局面を迎えることになりました。その間、われわれを取り巻く四囲の情勢は大きくゆれ動き、激動をくり返すのであります。

この時期に、沖縄の根本的問題は解決され、方向づけられていかなければならぬと思

います。そこで、全県民が新しい歴史を創造していくという重大な使命を深く自覚し、この共通の理解に固く結ばれて、協力の体制を整えていくべきことを私は強く訴え、かつ、要請し、各位にもご協力をお願いする次第であります。異民族支配二十四年間、共に苦勞を重ねてきた県民、そして、現在および将来に、同じく思いをはせ、愛を分かちあつた県民が、この重大な転換期に臨んで願わくは思想、信条、立場の相違を乗り越えて、共に手をとり、今後の諸問題の解決に力を合わせていただきますようここに心から要望申し上げます。最後に本予算審議に当たって、立法院の御協力を懇請し、さらに議員諸賢の御精励に感謝して、施政方針の開陳をおわります。

各局長
事務官

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

秘密標記(赤色)

() 第 37 号

昭和 45 年 6 月 8 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代



(件名) 1971年度行政主席施政方針
演説テキスト送付

引用公・電信 6月8日付
日付・番号 往電才118号

標記テキスト / 部別添送付申上げ"る。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

要処理
前駐米務官
渉外 調査
航空
科学協力
連絡調整
調査
力才父
局庶務



公報

(号外)

第四十六号

一九七〇年

六月八日

週一回(火金)定期発行
必要に応じて号外発行

一九七一年度行政主席施政方針

琉球政府

1971年度行政主席施政方針

目次	ページ
はじめに.....	1
1 基地問題について.....	1
2 復旧体制の確立.....	1
3 社会の健全性回復.....	2
4 住みよい豊かな県づくり.....	2
(1) 長期経済開発計画の推進と財政の確立.....	2
(2) 資源の開発.....	2
(3) 社会資本の拡充.....	2
(4) 経済の振興.....	3
ア 農林水産業の振興.....	3
イ 商工業の振興.....	3
ウ 物産の安定.....	3
エ 雇用の促進と労働福祉の向上.....	4
オ 公害対策.....	5
(5) 社会福祉の充実.....	5
(6) 教育環境の整備.....	5
5 市町村行政の基盤の確立と強化.....	6
6 離島へき地の振興.....	6
わすび.....	6

1971年度行政主席施政方針

はじめに

1971年度沖縄県政府歳入歳出予算を立法通告し、立法院の審議をお願いするにあたり、施政に関する私の方針と所信を申し述べます。
 県民の多年にわたる熱願でありました沖縄の祖国復帰は、昨年11月の日米首脳会議の結果、いよいよ1972年中に実現するものとができました。
 これは、全県民ならびに1億国民の多年にわたる力強い要求と本土政府の熱意と努力の成果であり、私は、ここに県民を含む全国民とともに喜ぶものであります。

しかしながら、共同声明の内容については、県民の立場から不安や不満があることも事実であります。しかし私は、この復旧決定を沖縄の歴史を画する一大転機として冷静に受け止め、今後の沖縄の新しい地位と運命を開拓する起点とすべきだと考えます。

ここに私は、1970年度を回顧して、問題を整理するとともに、その成果を正しく踏まえた反省の上に立って、1971年度を展望し、行政主席として、これらの1年、県民のために、また県民とともに何をなすべきかを考えてみたいと思います。

そこで、私の1971年度の施政の基本方針は、次のとおりであります。

1 基地問題について

去る大戦において、多大な犠牲を蒙った沖縄県民は、なによりも戦争を憎み、これにたがうものはこれを否定し、平和を求めています。
 にもかかわらず、沖縄には依然として米国の巨大な軍事基地が置かれております。

昨年7月、沖縄に米軍の化学兵器が貯蔵され、そのために人身事故が発生したことが明るみに出され、県民に大きな衝撃を与えました。

これに対する全県民をあげての強い抗議と同兵器撤去の要求に対し、米國政府は、これらの兵器を1970年1月から3月にかけて米本国に引き揚げると表明したにもかかわらず、米國の一方的な押しにより、いまだにその実現をみせていません。また、BS20同時撤去や原子力潜水艦の常駐中止の要求も強力に続けられてまいりましたが、それらはまだ解決されていません。

このことは、誠に遺憾であり、ここに強い不満を表明するものであります。これらの問題については、さらに強く折衝し、その早期実現をはかる所存であります。

これに加えるに、最近のソ련における情勢が沖縄基地に及ぼす影響に、新たな不安を生じております。

国際間の紛争は武力でなく、平和的に解決されるべきであり、米國が沖縄基地を拠点として、戦争行動に出ることは、平和に道を開く道ではないと考えます。

私は、県民の平和と安全を守るという立場から、また、戦争否定の日本國憲法の精神からも軍事基地の存在には反対し、また、日米安全保障条約に対しても、反対の立場をとらざるをえません。

米軍雇用労働者の解雇問題については、一応、労働間に協定が成立しておりますが、これには、なお、不安定な要素が多いので、私は、日米両政府と折衝し、間接雇用の実現など根本的解決に努力します。

なお、県民の生活に被害を与え、また、都市計画や農林生産に重大な阻害している軍用地の開放、ならびにそれに伴う復旧補償についてもひきつづき強く要求して行く所存であります。

2 復旧体制の確立

新年度の特質は、県民特望の施政権の返還がますます現実の問題となつて迫り、具体化し、沖縄の復旧準備が本格的に実施の段階にはいるところにあります。したがって、政府の施策の重点もこの特質から出発し、復旧準備の遂行に集中されなければならないと思えます。

そこで、復帰を目指した具体的な準備と施策の推進に即して、政府の機能を十分に果たすため、行政組織法の改正を徹底いたしました。

とくに、これからの復帰準備のために、行政の分野に負荷される諸庁長は複雑多岐にわたる、対外的にもまた対内的にもばらばらなものになることは明らかであります。

これに対応できる組織体制が整えられるよう、立法院のご理解とご協力を希望するものであります。

また、本土政府側においては、すでに「沖縄・北方対策庁」を設置し、現地沖縄でも復帰準備委員会が発足するなど、諸般の準備が整えられておりますので、これらに県民の意志と要望が最大限に反映された復帰実現を期して、万全の方策を講ずる所存であります。

また、復帰前に県民多年の願望でありました国政参加が実現の運びとなり、また、その実施の準備につきましては、関係立法案を勧告してあり、復帰路線の一環として、その円滑な実施と成果を期待するものであります。

3 社会の健全性回復

私は、昨年度の実政における基本理念の一つとして、戦後55年にわたる米国の統治により、県民の意思に反してしよう成された不健全な社会、経済の各領域において、その健全性を回復することを強調いたしました。ところが米軍人軍属による犯罪やその不法行為による人権侵害の続発、青少年の非行、一般犯罪の増加等、なお社会の不健全性の現われというべき事象が数多く発生しております。

とくに犯罪につながる麻薬の持込みが米軍基地を中心になされているという事は、憂うべき事実であります。また、特殊輸入の問題等も、その解決をはかることは社会の責務であります。

これらは、数多い問題の中の一部であります。が、沖縄の特殊地位から生ずる問題はなお山積しております。

私は県民ひとりひとりが、この問題の重要性を十分認識されることを希望するとともに、社会の健全性回復のため、ひきつづき一段と努力する所存であります。

4 住みよい豊かな県づくり

(1) 長期経済開発計画の推進と財政の確立

沖縄はいまや復帰という大転換期を迎えて、多年の念願がいよいよ実現するといふ、大きな期待がある半面、県民の間には複雑な不安があることも否定できません。

とくに経済面においてしかりであります。が、このような不安は、できるだけ早く解消しなければなりません。

そのためには、長期間におわたる基地依存の経済から脱却して安定した文化的で豊かなしかも明るい希望もてる新しい沖縄をつくりに取り組み、社会、経済の発展の方向を定めることがもつとも重要であります。昨年の施政方針において私は、「経済開発計画を策定したい」と申し述べましたが、その後県民各位の積極的な協力と本土専門家の適切な助言指導を受けて、自主的な計画が近く成案をみることになっております。

これは1980年度を目標とする10年計画で、県民生活の10年後の望ましい姿を描き、それを達成するための基本方向を示すものであります。

その骨子としては、中核都市圏の建設ならびに地域開発のために、産業基盤、生活基盤等の社会資本の整備、農林水産業の振興策、既存企業の体質改善、船舶産業の開発等の具体的施策をとりあげ、今後はこの計画を強力に推進する所存であります。

計画の推進に当たっては、本土政府はもとより、市町村、民間とも緊密な協調体制をとりつつ、諸施策の実現のために一層の努力を払う考えであります。

これらの施策実現のためには、本土政府が財政的にも法的にも、その責任体制を確立してもらうために、目下本土政府に対して「沖縄総合開発特別措置法」の制定をはじめ、各種の法令にわたり、特別措置、暫定措置等を講ずるよう要請しております。

なお、これらの目的達成には政府財政を健全にし、制度金融を拡大強化することが重要であります。そのために、自主財源の確保と日米両政府の協力による財政的責任体制の確保が緊急な課題であります。

とくに復帰を目前にした現在、本土政府による財政支出は、国政相当費の全額国庫支出、地方交付税方式に準じた国庫支出、諸法令に基づく国庫支出金の交付、格差是正のための特別資金の交付、財政投資資金の拡大等ひきつづき、質的にも極端なせきめにも拡大を求めたいかなければならないと思えます。

さらに、ガリオア資金等による開発金融公社、電力公社、水道公社を含むすべての米國管理資産および米國支出金ならびに旧県有財産については、本来沖縄県民の所有に属するので、これを琉球政府に移管するよう、ひきつづき要求してまいります。

また、税制面においては、本土税制を目標として制度を整備改善し、県民の適正負担と当面の財政需要との調和をはかることを考慮して所得税を減税したいと思えます。

なお、石油税等一部消費税の負担調整による別収確保についても配慮し、改正を実施したい所存であります。

(2) 資源の開発

長期経済開発計画を推進するに当たっては、資源を有効に開発利用するこ

とが必要であり、このためには、その実態を科学的かつ総合的に把握する必要があります。

とくに最近の大型工業に欠くことのできない水資源についてしかりであります。

私は沖縄の水資源を有効最高度に利用できるよう努力するとともに、その他の資源の調査開発、国土の開発、保全および土地利用の高度化を推進する所存であります。

そのためにはまず正確な国土基本図を作成する必要があります。現在実施中の沖縄金鉱におたる空中写真撮影の成果に基づいて図化、編集を行なうとともに、土地利用図、国土基本図等を完成し、水・土地・各都府資源の総合的な開発を推進していきます。

(3) 社会資本の拡充

本土と格差のある生活環境、産業基盤、都市施設等社会資本を早急に整備する必要があります。そこで、産業開発、経済活動の基幹となる那覇新港と41号線の建設工事を継続し、復帰記念事業として主要五島の各一円道路の新設、改良、舗装工事を実施することとしています。

また、都市地区における人口、産業の集中から生じている多くの都市問題の解決のためには、広域都市計画策定のための都市基本調査を実施するとともに、町村市街地の整備を促進し、生活環境の改善をはかります。

なお、住宅政策としては、低所得者に対して市町村の公営住宅等を供給し、その他に対しては賃貸住宅、分譲住宅、一般の住宅建設資金貸付による持家の建設を推進し、大量の住宅供給に努める所存であります。

(4) 経済の振興

ア 農林水産業の振興

農林業については、農業政策の大綱を基調として、生産と農家生活水準の向上をはかるために、次の施策を重点としていく所存であります。

まず、生産基盤の整備については、農業の構造改善を主軸として、土地改良事業、農業施設事業、収貯施設と改良事業、農作業の機械化、施設化等の諸施策を強化していきます。

主要作物の生産については、適地適作による生産増産を促進して、生産性の向上と総生産の増大に努めます。

とくに、基幹作物であるさとうきび、バナナプログラムについては、価格

の安定をはかるため、本土政府に強力に折衝いたします。

そのほか、両作物の加工製造企業の経営合理化を強力に推進し、製造コストの低減をはかり、これに関連して原料生産農家所得向上に寄与させるるとともに、一方機械化による省力化と単収量の増加により、原料の生産性を向上させるよう努めます。

また、野菜園芸については、生産地育成を促進し、自給度の向上をはかるるとともに、需給調整と価格の安定に努力いたします。

畜産業については、優良種畜の導入を継続的に実施し、草地改良事業等自給飼料生産基盤の整備と畜産助成体制ならびに生産技術指導を強化して、生産の拡大と輸出の振興をはかっていきます。

なお、これらの農業の基本となる農地については、その確保維持に努力いたします。

林業については、国土保全と災害防止の見地から、保安林、防風林等を整備拡充し、林道を整備して、経済林の造成を積極的に推進し、なお、水産資源、観光資源、県民保養の立場からも、森林資源の蓄積に努めます。

水産業については、漁港の整備充実を積極的に促進し、沿岸漁業の近代化のため、構造改善事業をおしすすめ、生産基盤の整備拡充と製氷冷蔵施設による出荷調整、流通の合理化によって、魚価の安定をはかっていきます。

遠洋漁業については、その国際競争力を増強するため、中小漁業振興特別措置法の立法化によって、経営の安定成果をはかります。

以上述べた諸施策を推進するため、農漁業系統金融や制度金融の拡充強化とあわせて、本土産業開発資金の運用により、その適時に努力する所存であります。

イ 商工業の振興

まず、観光については、南国特有の海中景観や温泉排池地等恵まれた沖縄の天然の観光資源の保護育成と開発、さらに伝統ある文化遺産の保持と発掘によって、個性と魅力のある観光を育成していきます。

そこで、財政投融資を拡大して、宿泊施設を含めた観光施設の拡充に力を入れるとともに、民間観光企業を誘致、育成もはかります。

一方、「国際海洋開発博覧会」は、沖縄の経済ならびに社会開発のためめ大きな推進力になると思われますので、その誘致を強力に進めてい

きます。

は工業や輸出の振興については、沖繩経済の自立とその健全な発展をはかるため、既存企業の合理化、設備の近代化を推進し、国際競争力を増強して積極的に海外市場を開拓する所存であります。

とくに、本土政府に対しては、沖縄から本土へ輸出する物品に対して、全面的に国内産品扱いにするよう強く要請いたします。

さらに、企業の新規開発のため、本土資本ならびに外資や技術を積極的に導入し、とくにアルミ工業等の大型企業を誘致することによって、企業活動を活発にし、雇用の拡大を促進するとともに、経済構造の改善に役立ててまいります。

地下資源については、尖閣列島周辺の調査を継続して、その開発のめどづけをし、また、天然ガスの企業化を促進いたします。

飛行場の整備については、那覇空港の拡充整備を継続的に促進し、復帰後は日本の南の玄関として国際空港に指定されるよう、推進いたします。

公害事業については、現在乱立している小規模企業の合理化をはかります。

バス事業については、1972年をめどにその統合を強力に推進し、企業の育成に努めます。

また、電気事業についても、その一元化を目ざして沖縄本島5配電会社の統合を促進いたします。

ウ 物価の安定

沖縄経済は、本土と並んで、高い成長を遂げてきましたが、その高度成長に伴う所得の向上、需要の増大、消費構造の高度化や外的要因としての輸入商品の高騰等によって、消費者物価は持続的に上昇しています。そこで、1971年度においては、物価の安定をはかるため、対内的には物価行政機構、陣容を強化するとともに、物価問題協議会の活用と相まって、政府内部の連携を密にし、情報の交換、総合調整機能を充実させ、また、輸入商品が物価高騰を招かないよう、各輸入商品の値、量、価格の適正化についての行政指導を強化します。

対外的には、仕入先の関係機関に対し、沖縄向け輸出品の価格安定についての特別な配慮を要請する等、各般の物価行政、消費者保護行政を

強力で推進していきます。

なお、単労賃料金の安定化については、県条例の性格を持つ時限立法としての料金額の適正化をはかる法令の制定を検討していきます。

エ 雇用の促進と労働福祉の向上

基地依存経済から脱却して、平均経済へ移行する構造改革の過程で、労働力を確保し、消費増進を維持しながら、失業を防止するとともに、雇用の促進することは、理下の急務であると考えます。

したがって、既存企業の育成助長、労働協約型企業の誘致等による雇用の増大、拡大をはかり、職業教育、職業訓練を中心として、労働の技能を促進して、労働需給の結合を容易にするよう、諸施策の強化ある推進をはかります。

また、軍関係離職者対策については、さしあたり、軍関係離職者等臨時置法を円滑に運用することによって、離職者の再就職の促進や、生活保障などの救済措置を講じて労働力の維持増進に努め、本土並みの授産措置に前進させていきます。

また、軍雇用員の面接雇用制度への移行の実現にひきつづき努力します。そのために渉外労働課を新設したいと思います。

次に労働需給の調整については、職業安定行政機能を強化して、求人開拓に重点をおき、とくに地域間職業紹介体制の確立と失業保険制度との一体的運用をはかることによって、その効果をあげる中で、産業需要の秘蔵の充足をはかります。

労働福祉の増進については、本土との労働条件の格差を逐次是正し、よりよい労働環境の確立をはかり、労働条件の維持向上のための指導、監督を進めていきます。

産業の近代化は労働災害を誘発し、職業性疾患を増加させる傾向にありますので、労働者の生命と健康を護るため、労働衛生センターを新設し、専門医師を配置してその防止に努めます。

婦人労働者については、メイド等を含む軍関係離職者の中高年齢婦人の離職対策および年少労働者の職場生活改善に意を用い、その健全育成に努力を傾注いたします。

オ 公害対策

公害問題は、今や、社会的にも政治的にも、その対策は、切実な問題

となっております。

しかしながら、この分野についての研究は、歴史が長く、公害全般についての体系的な認識は、必ずしも十分とは言えない実情にあります。

そこで、公害対策の基本となる立法の整備が急務であると考え、今議会に公害対策基本法を御着せしておりますので、それに関連する法令の整備についても積極的に取り組んでいく所存であります。

新たに総務局に公害行政の総合調整業務を所掌する総合対策室を、厚生局に総合的な公害研究部門を所掌する公害衛生研究室を設置し、公害対策の強化充実をはかりたいと思っております。

(5) 社会福祉の充実

まず生活保護については、一般世帯の生活実態が、年々向上しているにもかかわらず、これを見合うような措置を講ずるよう努力を続けます。

身体障害者福祉対策については、重症障害者施設を建設して、身体障害者の福祉増進をはかります。

老人福祉対策については、健康診断を実施し、家庭養老員制度を活用し、さらに養護老人ホームを新設してその福祉をはかります。

児童福祉については、重症心身障害児施設および精神薄弱児童施設、保育所の増設、特殊児童児の本土治療、母子家庭の生活安定をはかるための児童扶養手当法、特別児童扶養手当法を整備し、一層の充実強化をはかります。

保健衛生対策については、結核、精神障害、ハンセン氏病等諸疾病対策の充実強化および生活環境の改善をはかり、公衆衛生の向上に努めます。

医療部門においては、政府立病院における心臓外科手術の実施体制を創設し、新那覇病院救急救護の促進等、医療機関の整備拡充をはかります。

医師確保対策は、国策、自費医学生生の奨励促進、中部病院における臨床医学研修制度の強化、本土政府の無医地域巡回医療制度の資金拠助方式への切替えによる医師公募によって、漸次充足する方針であります。

社会保険については、法体系の整備を行ない、本土制度に準じて改善をはかります。

医療者保険については、国民健康保険法を制定するとともに、現行医療保険については、現物給付方式に改め、給付内容の改正と保険料率の引下げを行ない、これらの業務を円滑に運用するために、社会保険診療報酬支

私基金法を立法勧告して、その実現に努力します。

なお、年金制度は、通算年金通則法を制定して、県民が老後または退職に際し、あまなく年金が受給できるよう努めます。

(6) 教育振興の整備

戦後55年、われわれは日本国民の育成を目ざして、教育の円滑と振興に努力してまいりました。

それは、教育による人的資源の開發がもっとも重要な課題であり、青少年に将来の沖縄を託しているからであります。

そこで文教行政の主要施策として「教育条件整備のための施設法5年次計画」を定めて、文教施設の充実、産業技術学校の高専学校への転換による後期中等教育の拡充整備、教職員定数の改善、さらに教育の機会均等を期して、へき地教育の振興をはかっていきます。

次に児童生徒の学力水準の向上と青少年の健全育成については、直接に教育を担当している現職教師の資力の向上と指導力の強化をはかることがまず第一であります。

このために新年度においては、教習研修センターを拡充整備して、現場の教師によりよき研修の場を提供するとともに、各種の研究活動を奨励助長し、もって総合的な学力水準の向上に努めます。

なお、青少年の非行化の問題については、家庭、学校、そして地域社会が一体となって、地道に不断の努力と熱意をもって積極的にその事前防止に当り、県民全体が社会連帯意識を堅持し、学業的な社会風潮を戒め、道徳の涵養に努めることが重要であります。

このために政府は、健全なる社会環境づくりを積極的に努力するとともに、教育、福祉、矯正、警察等の関係機関や各種団体の緊密な協力をお願いいたします。

また、社会教育の振興のための茶洞青年の家の建設、県民体カークリの一環としての奥武山総合競技場体育館の早期完成をはかるとともに学校保健、学校安全等にもひきつづき努力いたします。

さらに、来年少稚園に入園する風しん感染児約4百人のために特殊教育を施す教員を新たに配置します。

琉球大学については、復帰と同時に国立大学に移行する準備措置を整備するとともに、将来定学科設置の実現に努力し、職員組織の充実強化、教育研究等の施設設備の整備充実をはかっていきます。

5 市町村行政の基礎の確立と強化

市町村は自治の基礎的団体として、住民に直轄し、その福祉増進をはかるための行政単位であります。市町村がその行政の自主主体性を確保し、自治機能を十分に発揮し得るようにするため、政府は市町村との協働体制をより整備強化することに努めます。その中でも、とくに次の事項に重点を置いて、これを強力に推進していきます。

- (1) 市町村の合併を計画的、合理的に推進してその規模の適正化をはかるほか、市町村職員の資質の向上に努め、市町村行政の合理化を促進することなどによって市町村行政の基礎の整備強化に努力を傾注すること。
- (2) 市町村における視察の確保と強化、交付税の増額などによって、市町村財政の整備強化をはかること。
- (3) 市町村における復旧体制づくりの促進をはかること。

なお、1972年に復活する沖縄県の組織、事務、運営等の、いわゆる「県政」移行に備えての体制づくりについては、さきに述べた復旧準備対策を整備していく中で、あらゆる角度から十分に検討を加え、復旧時において、沖縄県の行政機能が円滑に始動できるよう万全の措置を講ずる所存であります。

6 離島へき地の振興

離島へき地については、産業基本建設の整備に努めてきましたが、なおなすへきことが山積している現状にあります。新年度はとくに、港湾、漁港の整備をはかって、交通状況の改善に努めるとともに、離島航路事業については、今後も航路補助、船舶の整備改善、保護制度をひきつづき実施していきます。また、全果の植化は1970年度で一応達成されるので、今後は、離島電気事業における設備の改善、料金の地域間格差の是正、点灯時間延長等をはかります。

さらに、医療に恵まれない辺地離島に対しては、ヘリコプターおよび診療艇による巡回診療の実施によって無医地区の解消に努め、離島へき地に勤務する公務員に対して、給与法の一部改正により、特別措置を設けることよって、人事の交流を促進し、その資質と福祉の向上をはかり、離島へき地の

振興に役立たせる所存であります。

以上、1971年度の基本的重要施策について述べてきましたが、その他警察行政については、公安委員会の管理のもとで、警察の民主的、合理的運営により治安の確保、民生の安定に努め、また、道路交通法違反事件の簡易迅速処理方式としての交通反則通告制度を採用し、もって交通の安全確保に努めます。

また、人権侵害の救済や人権擁護思想の啓発活動を一層迅速、適切、活発に行なうために、人権擁護委員会にもつき法務局に人権擁護課を設ける一方、人権擁護委員制度を充実させて、人権尊重思想の徹底を期するとともに、人権侵害事件の調査機能の充実強化をはかります。さて、いよいよ果実待望の祖国復帰は、現実の問題となり、それに備える社会、経済、教育、文化、万般にわたって、体制を整え、新しいゆたかな県づくりのために全力を傾注しなければならぬことは、くり返し申し上げておきたいと思います。

かくして今、おれわれが迎えるこの歴史的局面こそは、過去においてかつて経験したことなく、将来にふたたびあらしめではならぬ、画期的な転機であり、崇高な意義をもつものであります。ここにわれわれは、新しい歴史の創造と開拓の重責と使命を深く自覚するとともに、不退屈の決意を新たにしますのであります。とくに、1971年度は、具体的復帰準備の第1年次になります。

政府としては、万全の体制を整えてそれに備えることは前述のとおりであります。

しかしながら、その財政的取付けは決して十分とは言えません。したがって、その解決には、政府はもちろん、立法院をはじめ全国民の英知を結集してこれに当り、日米両政府に対しても強く訴えていきます。

県民の皆様には、この緊要い手をにぎり、心を一つにして政府に力をかしていたいただき、祖国復帰の大道に足並みをそろえ、真の平和と幸福をかちとるために、努力されることを心から訴え、切望し、本庁警察課に当たっての立法院の御協力を懇請して、施政方針の開陳をおわります。

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官

北米第一課長

Handwritten notes: 7/22, 220, 7/22, 7/22

第 349 号

昭和 46 年 6 月 15 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所
高瀬代



Handwritten vertical notes: 軍 D E A, J O A, 607A, 6/23 送付済

- ① 総務
- ② 渉外調査
- ③ 空
- ④ 科協力
- ⑤ 連絡調整
- ⑥ 調査
- ⑦ カナダ
- ⑧ 業務



(件名)

1972年度行政主席施政方針 (送付)

引用公・電信
日付・番号

往電才 608号

標記施政方針テキスト 2部別添送付す。

付函添付 付函空便 (行) 付函空便 (DP) 付函船便 (貨) 付函船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

1659 在外公館

1972年度行政主席施政方針

琉球政府

1972年度行政主席施政方針

はじめに

1972年度琉球政府歳入歳出予算の立法措置を要請するにあたり、施政に関する方針と所信を申し述べる機会を得ましたことを光榮に存ずる次第であります。

われわれ県民が四半世紀ぶりに日本国民としての完全な地位を回復する祖国復帰が、いよいよ1972年中に実現されようとしております。

したがって、1972会計年度は、琉球政府にとって最後の会計年度ということになりますので、これから私が申し述べる施政方針も、琉球政府最後の施政方針となるのであります。

私は、郷土の歴史的転換期の行政責任者として、その責任の重大さを痛感し、祖国復帰までの限られた期間に何をなすべきかを慎重に検討してまいりました。ここに、1972年度の施政の基本方針を申し述べたいと存じます。

1 祖国復帰の日を間近に控え、県民の最大の関心事は、直接間接に県民生活に重大な影響をおよぼす返還協定の内容、復帰に伴う諸制度の移行措置、経済開発の方向を示す基本的な事項および関連法令の内容であります。県民意思をそれぞれに最高に反映させ、県民の期待する祖国復帰を実現させるため、復帰対策には慎重に対処してまいりました。すなわち、1970年5月に復帰準備委員会顧問代理を置き、1970年10月には復帰対策事務専管の復帰対策室を設置するとともに、各局に復帰対策協議会を設け、これら各機関の機能を十分に発揮させて復帰対策に取り組んでおります。

さらに、広く県民の英知を結集して復帰対策に遺憾なきを期するため、1971年1月には県民会議を発足させ、関係各位のご協力をいただいております。幸い、立法院においても、復帰対策特別委員会を設置され、県民意思の反映に努力しておりますことを非常に力強く思っている次第であります。さらに、この沖縄の歴史的な重大転換期の国会審議に沖縄選出の衆参両院議員あわせて7名の方々の参加が実現しましたが、これらの方々は、中央においてあらゆる機会を利用して県民意思を訴え

るべく活躍をしておられることは周知のとおりであります。

復帰準備の最中に国政参加が実現したということは、沖縄にとつてはまさに時を得たというべく、私は7名の国会議員の皆さんの活躍に大きな期待を寄せるものであります。

2 さて、私は、行政主席就任以来、軍事基地には常に反対の姿勢を堅持し、日米安全保障条約に対しても反対の立場をとつてまいりました。その姿勢と立場は現在も同じであります。したがって、沖縄が復帰するにあたっては、この基地にまつわる不安が解消されることを念願するものでありますが、直ちにそれが全面的にはかなえられないにしても、基地の態様が変わつて、県民の不安を大幅に軽減することを強く求めるものであります。私は、今後も、県民世論を背景にして、この反対の訴えを繰返し続けたいと決意しております。

一方、復帰を来年に控えた今日においても、米軍基地の整理縮小計画が明らかにならばいいばかりか、自衛隊の沖縄配備が報じられております。

米軍基地の存在に加えて、自衛隊が配備されるということは、

沖縄基地の強化とも受け取られます。また、米軍基地の肩代りに自衛隊が配備されるとなれば、自衛隊の質的転換をもたらすものと解されます。したがって、自衛隊の沖縄配備は、海外諸国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は軽減しないものと思われれます。また、県民は、かつての戦争の体験、戦後の米軍支配の中から戦争につながる一切のものを否定しております。このような理由から、自衛隊の配備には反対の意を表明せざるを得ません。

次に、沖縄の軍事基地に関連した問題で、いま最大の政治問題として内外の関心と注目を集めているのは、毒ガス兵器撤去の問題であります。県民が全く関知しないうちに、米軍は、国際法上その使用が禁止され、人道上も許されない毒ガス兵器を沖縄に持ち込んでいたのであります。

この米軍の暴挙に対して、沖縄県民は、これを糾弾し、その即時撤去を要求いたしました。その結果、去る1月13日、沖縄に貯蔵されている約13,000トンのうち、マスタードガス約150トンを撤去させることができました。残された大量の毒ガスには、GB・VXなど毒性の高い神経性ガスが含まれてお

り、その撤去は急務中の急務であります。

政府としては、その早期安全撤去のためにも住民対策に万全を期すべく努力いたしておりますが、予定どおり夏の終りごろまでには完全に撤去させることができるよう、県民各位と協力してこれを推進いたしたいと存じます。

3 県民の最も重大な関心事であり、その将来の運命を左右する返還協定は、近日中に調印の運びになると報じられております。その内容は、中間報告で知る限りでは、県民の切なる要望には程遠いものであります。基地の態様や請求権の問題、VOA等の特殊放送施設、第7心理作戦部隊等の特殊部隊ならびにSR71偵察機等の取扱いに県民の意思が反映されておらず、幾多の疑惑と不満を抱かせていることは遺憾であります。私は、最後まで、返還協定に県民の要求が最大限に反映されるよう強く要請していく所存であります。

さらに、核基地の撤去は、戦後、国民世論を背景に、非核三原則の形で、本土政府自体も一貫して内外に宣明したことであります。また、これは、従来からの県民の普遍的かつ絶対的な

要求でもあります。そこで、私は、それが返還協定の中で明確に合意され、規定されることを強く要求するものであります。また、復帰後の軍用地の契約については、一括契約でなく、黙認耕作地の取扱いについても、県民の要求どおりに措置されるよう要請していく所存であります。

一方、私は、米国に対して、沖縄が祖国へ返還されるまでの間は、施政権者としての責任を完全に履行するよう強く要請いたします。とくに、県民福祉につながる予算面の協力はもとより、軍用地の開放にあたっては、沖縄の振興開発計画にあわせて計画的にこれを開放し、その復元補償も完全に行なうよう要求するものであります。

4 諸制度の本土制度への移行措置については、直線的な制度移行によつて、経済、社会が混乱し、県民生活が圧迫されることのないよう、慎重に対策を講じ、本土政府に強く要請をしてまいりました。その結果、復帰対策要綱第1次分および第2次分がそれぞれ昨年11月と本年3月に閣議決定されたことはご承知のとおりであります。これには県民の要望が必ずしも十分

に反映されていない点が存することは遺憾であります。

政府としては、経済、社会開発を計画的に推進して、基地経済からの脱却をはかり、あわせて本土との格差を是正するため、昨年9月、長期経済開発計画を策定してその促進を本土政府にも強く要請してまいりましたが、第1次復帰対策要綱の中では、「本土との格差を是正し、さらに産業基盤等社会資本の整備充実に努め、復帰後の沖縄の経済社会の開発発展をはかるための施策として、総合開発計画を策定することとし、その策定にあたっては、先に琉球政府が発表した長期経済開発計画を尊重することはもとより各界各層の意見を反映できるようにすることとする。」旨が明らかにされ、沖縄の総合開発に関する国の態度が明らかにされております。さらに、第2次復帰対策要綱の中では、「亜熱帯地域の特性を生かし、産業の開発、環境条件の整備保全および交通通信体系の確立をはかることにより、沖縄地域の発展と豊かな社会の建設をめざすことをその基本的な方向とする。」と、沖縄ブロック開発の基本方向が明らかにされております。私は、県民の意思を尊重した沖縄の経済社会開発が強力に推進され、実現するよう、県民意思の反映に努力

する所存であります。

復帰対策要綱第1次分、第2次分に含まれていない事項については、第3次分において取り上げられるはずであります。その中には、県民の生活あるいは企業の存立に重大な影響をおよぼす税制の取扱い、沖縄の振興開発と自治に関連性を有する国の中央、出先の機関の設置の形態等きわめて重要な問題が含まれます。

これらの問題については、県内体制を固め、慎重かつ強力に本土政府と調整をして、県民生活の安定と県内産業の振興をはかり、地方自治の確立を期する所存であります。

5 経済社会の振興開発については、先に述べた復帰対策と重大な関連がありますが、復帰の日までにいかなる振興策を講じ、実施するかということが当面重要であります。したがって、私は、この1年間に優先すべき施策は何かということをも十分確かめ、復帰と同時に国政、県政への移行が円滑に行なわれるよう行政府の内部体制を整備しつつ、次に述べる諸施策を効率的に推進いたします。

(1) 社会資本の整備

復帰の日までに各面における本土との格差をできるだけ縮小しておくことが私の念願であります。そのためには、まず長期的展望に立つて経済、社会環境を整備することが先決であります。そこで、前年度に引き続き復帰記念事業としてすでに実施している主要5島の一周道路整備事業、那覇空港整備事業等の交通施設の整備をはじめ、通信施設、住宅、上・下水道等の基礎的な社会資本の整備充実をはかるとともに、水需要の増大に対応して積極的に水資源の開発をはかるため、主要河川の治水、利水事業を推進いたします。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業については、土地改良、漁港整備等の基礎整備をはじめとして、農業経営の革新のための農業開発実験事業、畜産振興のための優良種畜の導入、ヘリコプターによるダニ駆除、沿岸漁業振興のための大型魚礁の設置、栽培漁業の開発等を重点的に実施して、農漁家の所得の増加をはかります。

糖業、パイナップル産業の合理化、食肉その他の流通施設の整備を促進するため、本土産米穀資金を効率的に活用いたします。

(3) 商工業等の振興

商工業については、中小企業の近代化を重点に、既存企業の体質改善を促進し、あわせて公害の予防に十分配慮しながら新規企業の誘致に努め、もつて雇用の拡大をはかり、県勢発展のけん引車的役割を果たさせたいと考えております。

観光産業については、沖縄が日本列島中亜熱帯地域に位置する唯一の地域であり、豊かな観光資源に恵まれていることを生かして、海中公園等の施設、宿泊施設の整備を促進いたします。さらに、すぐれた自然景観の保護をはかり、復帰後

においては国立公園または国定公園に指定されるようにしたいと計画いたしております。

海洋開発国際博覧会の沖縄開催については、本土政府をはじめ関係団体において調査が進められておりますが、1975年に沖縄において開催されるよう国に対し強く要請いたします。

尖閣列島周辺大陸棚の石油資源の開発については、県益を中心に、その開発を強力に推進する計画であります。

電気事業については、沖縄本島の5配電会社の統合を促進して発送配電を一元化する電気事業体制の確立をはかり、さらに離島における24時間点灯の実現、料金格差是正のための所要の措置を講じます。しかし、電気事業の取扱いについては、さらに検討を深めていく所存であります。

(4) 社会福祉の充実

社会福祉については、生活保護基準の改善をはじめとして、老人福祉、保育所の整備充実を中心とした児童福祉、身体障害者福祉等の措置内容の改善ならびに施設の整備充実をはかり、本土との格差是正に努めます。

また、保健医療については、医師の確保対策を積極的に推進するとともに、保健所、病院、診療所等の施設、整備に努め、あわせて医療皆保険制度を確立し、医療の充実と機会均等をはかる考えであります。

(5) 教育環境の整備

学校教育の基本は、みずからの判断と行動に責任をもち、主体性と創造力と社会性に富む、心身ともに健全な人間を育成し、個人のもつ可能性をおのおのの適性に応じて最大限に伸長させ、平和的で民主的な国民を育成することにあります。

とくに技術革新、情報化の進展がいちじるしくなりつつある近代社会においては、いわゆる人的能力の開発は、経済、社会発展の原動力として重要であります。

したがって、琉球大学の国立移行準備をはじめ、幼児教育、義務教育、後期中等教育等の教育環境を整備して学校教育の効果を高め、あわせて社会教育を充実して、県民資質の向上に一段と力を注ぎたいと考えております。

また、復帰を記念し、県民の体力の向上と郷土開発の意欲の高揚をはかるため、1973年には復帰記念特別国民体育

大会を開催することとし、そのための体制づくりを強力に進めていきたいと存じます。

(6) 労働福祉の充実

労働関係については、一昨年来の軍関係雇用の大量解雇、復帰不安による県内企業の雇用手控え、労働条件の本土との格差等の影響を受けて、1968年以前には見られないような労働力の大量本土流出という憂慮すべき状態にあります。このような状態がつづくことは、人口の減少と高齢化、県内総需要の減少、ひいては県内産業活動の衰退につながり、県勢の将来にとつて誠にゆゆしいことでもあります。したがって、先に述べたように、既存企業の保護育成、新規企業の立地を積極的に進めて、雇用の増大、拡大をはかり、あわせて雇用基本計画を策定して、軍関係離職者、新規学卒者等を中心とする雇用の促進、労働力技能化のための職業訓練の拡充、内職公共職業補導所の設置、中高年齢失業者の就職促進、日雇労働者の雇用奨励、雇用対策連絡協議会の設置運営等総合的な見地から雇用、失業対策を強力に推進いたします。さらに、労働保険の効率的運営、勤労青少年ホームの建設等労働条件

の改善を中心とする労働福祉の向上に努力いたします。

(7) 離島へき地の振興

離島へき地については、道路、港湾の建設、離島航路の整備、海底ケーブルの布設等交通通信施設の整備、電気水道等の生活環境施設の整備を促進して辺地性の除去に努めて住民福祉の増進をはかり、それぞれの地域がその特性を生かして県勢発展の一翼を担うようにいたします。

(8) 社会環境の整備

私は、行政主席就任以来、沖縄の社会の健全性回復を強調し、社会環境の整備に力を入れてまいりました。しかるに、各種犯罪をはじめ、社会の不健全性のあらわれともいふべき現象はあとをたちません。私は、これらの除去に努めるとともに、青少年の健全育成、要保護婦人の補導等にも十分力を入れ、また、交通安全対策、治安の確保に努め、県民が平穏な日常生活を保障されて、明るい豊かな県づくりに総力を結集することができるよう、社会環境の整備に努力いたします。

また、近年、社会の進歩発展に伴って、企業公害が基地被害とともにいまや社会的、政治的に大きな問題となり、その

対策の確立が急がれておりますので、その面にも大いに努力する所存であります。そのため、「公害対策基本法」・「大気汚染防止法」のいわゆる公害関係法を立法勧告してありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(9) 市町村行財政の強化

市町村の行財政水準は、直接、地域住民福祉につながるものでありますが、祖国復帰による諸制度の移行に伴い、市町村の行財政需要が増大しますので、行財政水準の引き上げが強く要請されております。したがって、市町村合併を促進して市町村規模の適正合理化をはかり、その行財政力を強化したいと存じます。また、市町村の自主財源の充実をはかるための措置を講じ、あわせてその財政規模を本土の類似団体の水準にまで引き上げることをめどに、市町村交付税を増額し、市町村の主体性の確立と自治機能の向上に努める所存であります。

以上、施政の基本方針について申し述べましたが、これら諸施策の推進は、立法院はじめ県民各位のご協力がなければ困難であり、琉球政府最終年度の責任を全うすることもむずかしくなります。ご協力のほどを衷心からお願い申し上げます。

なお、この機会に、新生沖縄の建設の基本的理念について所見を申し述べ、立法院議会をとおして広く県民各位のご理解とご協力を得たいと存じます。

その第1点は、民主主義の特質を新生沖縄建設の基本的理念に与えるということであります。その特質とは、人間の平等な尊厳性ということであります。本来人類普通の原理として承認されている尊厳性、平等性の主体たる人間、また、かかる人間の居住する地域社会は、いずれもいかなる権力の目的のためにも手段として利用され、あるいは犠牲を強いられるようなことがあつてはなりません。しかるに、ご承知のように、去る大戦以来の沖縄の地位というものは、戦争中は祖国防衛の盾となり、その手段としての立場に追い込まれ、十幾万の同胞が生命を失いました。戦後は敵戦処理の手段となり犠牲となつて、先行き不明の異民族による占領行政に委ねられました。施政権を握つた米国は、意のままに

沖縄を利用し、強大な基地の建設をはかりました。その基地の建設と運営の段階では、基地優先施策の手段となつて利用され、犠牲を蒙り、枚挙にいとまのないほどに基地の被害や公害に悩まされ続けてまいりました。さらに、日本および極東の平和と安全のためとする日米安全保障条約のためには、そのかなめ石という手段的不安な地位におかれようとしております。

このように考えてまいりますと、沖縄が今日までたどつてきた道は、いずれの場合でも、県民自体の福祉を第一義と目指すものではありません。郷土沖縄は、いつの場合でも、いずれの場合も国家権力の手段となり犠牲となつて今日にいたつております。このように過去において幾多のいがい経歴と苦しい試練にたえぬてきた県民は、復帰という一大転換期を迎えるにあたり、今度こそは従来のような他の手段的地位から脱却して、あくまでも県民福祉を第一義とする地位を取り戻し、郷土沖縄の存在意義に大きな価値の転換をはかつていかなければなりません。

県民各位がここに思いをいたされ、複雑多岐な四囲の情勢を賢明に洞察し、的確な判断をもつて進むべき方向を誤らないようにしていただきたいと存じます。このような自覚に基づいて、県民

が自主的に新生沖縄を物心両面から創造していく決意を固め、創意工夫をこらし、努力を惜しまず、真摯かつ積極的に新生沖縄の建設に取り組むことがこの時点において最も重要であると確信いたします。

現実には、有史以来経験したことのないこの大転換期に直面し、県民にはたしかに不安もあり心配もあります。しかし、この過程も、結局は、新生沖縄の陣痛であり、しよせん避けることのできない道程として、それにもたえていく決意をしていただきたいと思います。それはだれのためでもありません。長い間不遇な運命にたえてきた県民が自らの繁栄の道を開拓創造していくためであります。さらに、県民の尊い生命と文化遺産を受けつぐ子々孫々のためであります。われわれは、決意を新たにし、さらに努力を重ねなければなりません。それとともに、国においても、沖縄の画期的建て直しと振興開発、そして県民福祉の増進のために、政治的道義的責任体制を確立し、物心両面から積極的に取り組まれるよう強く要請するものであります。その国の取り組みは、単なる経済的価値という次元のものではなく、金や物をもつては絶対にかえることのできない高い次元の県民福祉という至上

の価値を追求するための文化国家的取り組みであります。

私は、そのような国の施策がぜひ実現されるよう全力を尽くす所存であります。

第2点は、よくいわれる沖縄の地理的自然的特質を十分に把握し、その特質を沖縄の開発に最大に活用していくということでもあります。すなわち、長期経済開発計画にも示されているように、沖縄には幾多の有利な地理的条件、自然的特性、豊富な労働力、豊かな民俗文化等の特質があります。もちろん台風常襲、多難島構成、水資源不足等の不利な点もありますが、沖縄全体としての特質を十二分に生かし、短所を補うための創意工夫をこらした施策を推進し、あわせて本土政府の本格的なこ入れ等を受けて、新生沖縄の社会的経済的開発を達成していくということでもあります。

第3点は、人為的的特質を創造していくということでもあります。あらゆる文化の創造は人間のみのよくなしうるところであります。新生沖縄の建設には、それにふさわしい人間性、能力の開発ということが先行条件にならなければなりません。すなわち、知識教養と情操、技術技能の上に立つた創造力、誠意と責任感にみちあふれた、たくましい自主的資質等が十分開発された人間性、これ

を沖縄社会の人為的特質としていくことであります。

これは、ひとえに教育にまたなければなりません。そのためには、前にも申し述べたように、教育環境を整備し、教育者各位の画期的奮起をお願いしなければなりません。

重ねて申し上げます。新生沖縄の建設の基本的理念として、
①新しい時代の要請にこたえた人間尊重の理念に新生沖縄建設の根拠を求めること。②自然的地理的特質を建設開発のために、十二分に活用すること。③人為的特質を創造し、これを新生沖縄開発のさらに深い基盤とすることです。

以上、所見を申し述べ、結びといたします。重ねて県民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1971年6月12日

琉球政府
行政主席 屋良朝苗

アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参事官

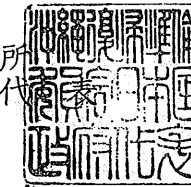
北米一課長

第351号

昭和46年6月17日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

那覇市長1972年度施政方針

引用公・電信
日付・番号

平良那覇市長は、6月10日同市議会に対し、1972年度施政方針演説を行つたところ、三木が入手せる標記資料1部別添送付する。

付添添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

1660 在外公館

要処理
首席事務官
総務
沖縄
外調査
業
航空
協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



手
下
A
0
F
A
A
0
A
1
4
6/23
送
付
す
み

1972年度

施政方針

那覇市

1972年度施政方針

第129回那覇市議会定例会にのぞみ、1972年度予算案など重要議案の上程に先立ち、1972年度における私の施政方針を申しあげます。

ご存じのように、新年度は戦後長期にわたり日本国との平和条約第3条により、米国がとり続けてきた沖縄の軍事統治がおわり、沖縄が日本本土へ返還される年であります。

すなわち、敗戦につぐ占領行政から米国大統領行政命令に基づき米軍が展開した政治が終る年であります。見方を変え沖縄住民の側からは、司法、行政、立法の基本権が制限され、地方自治が真の意味で保証されていない軍事優先の時代がおわり、復帰とともに日本国憲法に基づく地方自治が開始される年であります。

沖縄にとりましては、歴史の転換期ともいふべきこの重大な時期に、私が那覇市長として市政を担当していることは、私にとりまして誠に光栄に存する次第ではありますが、同時に責任の重大さを一層強く感ずるものであります。

また、議員各位にとりましても、今年度は米国統治下における最後の職責を果されることになり、復帰とともに日本国憲法に基づく地方自治の新たな担い手としてご活躍されることになり、感慨の深いものがあるかと思います。

私はここに、那覇市50年の歴史を全市民とともに回顧し、あらゆる苦難を克服して那覇市の今日の発展をかちとつた強じんな市民精神を受け継ぎ、近づく本土復帰を新たな跳躍台として百年目をめざす市政の新段階に対処する決意であります。

さて、日米共同声明に基づく1972年沖縄返還協定は、日米政府間の調整もほぼ完了し、この6月には調印の運びとなつております。

申し上げるまでもなく、この返還協定は、沖縄県民が長期にわたつてもとめ続けてきた本土復帰の方式を決定し、復帰後の政治、経済はもちろん、産業、教育、市民生活など各面のあり方を定めるものであり、その内容如何は沖縄の将来を左右するものとして、全県民が齊しく注目しているところであります。

沖縄の本土復帰につきましては、私も戦後一貫して早期復帰を主張し、とくに核基地撤去による反戦平和、基本的人権の確立と、住民自治の拡大を強調してきたのでありますが、とくに那覇市長といたましは、那覇市民の戦争体験および戦後の基地による都市建設の障害、原潜による放射能汚染、人権問題など、市民の戦後体験に基づき、平和で安心して住める都市を建設するため、軍用地の全面的開放を要求し、さらに自衛隊の配備反対をも申し入れてきたわけであります。

また、1972年沖縄返還に対する具体的な措置といたしまして、地方自治の民主的な確立、都市建設を促進するための対策、市

民福祉の本土並み達成をはかるよう本土政府、琉球政府に要請すると同時に、琉球政府の復帰対策県民会議に参加し、県民本位の復帰が実現できますよう努力いたしてきたわけであります。

ところで、沖縄県民各層、各団体の懸念の要求にもかかわらず、すでに二次にわたつて明らかにされた本土政府の復帰対策要綱や返還協定に関する報道をみますと、1972年返還はすでに論評されていますように、沖縄県民にとりましてはきわめてきびしいものになると予想されているのであります。

このような重大な時期におきまして、しかも施政権者がかわり、政治、経済などすべての体制が米国から日本へ移行するこの変動過程に対処しつつ、一方では市民生活や都市の現実が要請している諸問題とも対応しなければなりません。実はそこに1972年度の市政の課題があり、例年とは異なるところがあると考えらる次第であります。私はこの過度期に対処した市政の方針、行政課題といたしまして、つぎの三つをとりあげたわけであります。

まず一つには、那覇市が復帰にともない真に県都としての都市建設ができる体制の整備をはかること、二つには、本土の制度へ行政移行するに当り、市民生活を守り、民主的な自治の確立をめざす行財政上の対策を確立すること、三つには、ご提案申しあげている予算案でもつてこれまで同様市民の生活と福祉、教育の向上をめざす諸事業を効率的に執行することであります。

第一の県都としての都市建設ができる体制についてであります。それは基地問題の解決、都市問題の処理により、那覇市が近代的都市として市民生活と産業活動が調和し、真に新沖縄の政治、経済、教育文化の中心都市となる条件をつくりだすことをいうわけであります。

ご存じのように、都市政策は本来先行的、計画的なものでなければなりません。しかるに那覇市の場合、市域内に広大な軍用地をかかえこれが障害となつて都市の郊外への発展を不自然なものとし、都市の内部に超過密な部分をかかえるという事態に至っております。

しかも都市計画区域内における都市建設に対しましても財政上の措置が充分とられていないために、財政的にも無秩序に拡大する地域へ後追い投資をせざるを得ない状態にあるわけであります。

那覇飛行場を中心とする軍用地、与儀ガソリタンク地域、天久米人住宅地域、マニング社占有地など、各地に散在する広大な軍用地にはさまれ、都市郊外への拡大が事実上この軍用地にはばまれている那覇市が、残された25平方キロメートルの土地に、道路、公園、学校、住宅、保育所をつくり、ごみ処理場などの公共施設を配置するということは、すでに至難のわざといわなければなりません。

今日すでに本土各都市におきましても行政の広域化が要請され、都市間の協力によつて広域行政が実施されている段階にありますが、那覇市におきましても、市内の軍用地を早急に開放させ、県都としての整備、臨接市町村をふくめた広域行政、さらには中核都市圏の拠点と

してこれを有効に処理しなければならないと考へているわけでありませぬ。

私はすでに那覇市がその方向に向つて踏みだしていると申しあげられるのであります。

すなわち、那覇新港が開港し、その背後地の都市計画と1972年復帰記念国体と関連して環状2号線を結合し、都市幹線道路と隣接市町村への交通網を結び国体関係施設を配置することになると、市政はどうしても広域化せざるを得なくなり、そのためにはぜひとも軍用地の開放が必要とされるのであります。

私は反戦平和の立場からだけではなく、那覇市の都市問題を解決し、将来の広域行政に対処するという観点から軍用地の開放を一層強力に促進し、同時に軍用地内における国県有地を都市建設のため提供するよう要求し、同地域の開発を地主の協力を得て促進していく考へであります。

つぎに第二の市民生活を守り、民主的な自治の確立をめざす行財政上の対策を確立するということではあります。これは結論的にいいますと、第一の県都としての都市建設が可能な主体的条件をつくることにあります。

すでに指摘されていますように、日本における地方自治は、政治行政の中央集権化により三割自治だといわれていますが、復帰に際し沖縄の特殊事情や施政権分離により沖縄県民が独自で築きあげてきた制

度をすべて本土制度に平準化いたしますと、市民生活に多大な影響をおよぼし、自治が後退することも予想されるのであります。

すなわち、教育委員の公選制、公務員労働者の既得権についてはこれを尊重存続させ、市民生活における許認可事項も自動認可させ、さらには地域開発、都市建設のための権限を大幅に移譲し、いやしくも自治の低下をきたすことのないよう市民の立場から対処していくことにいたしたいのであります。

さらに復帰にもなる財政上の対応策であります。これには、特別措置法に基づく大幅な財政支出と交付税の特例措置をもとめるとともに、施政権分離のため沖縄の市町村がやむなく実施した国家的事業については、これを国の負担として肩替りするよう要求する考えであります。

ご存じのように、那覇市の財政は、土地処分などの臨時収入と起債により成り立つてきたといひましても過言ではありません。

財産処分が限界にきており、起債についてもすでに自己財源からの繰り出しなどで償還せざるを得ない状態にあり、ここで財政のあり方を再検討せざるを得ない事態にあります。

そのことは琉球政府をはじめ、各市町村が直面している問題でありこれを解決しないことには、今後増大する本土政府の復帰対策費に対応できないばかりか、財政硬直化をきたし、独自の政策をうち出す予算編成ができない状態になると危惧する次第であります。

よつて、那覇市の対策といたしましては、先程も触れましたとおり財政上の特別措置を講ずるとともに、那覇市が起債で実施した国家的事業については、未償還額の政府への肩替り、本土の融資制度への切替え、政府による利子補給を要求し、さらには基地提供市町村としての特別助成措置をそ及して実施してもらうよう考慮している次第であります。

最後に、第三の諸事業の効率的執行ということではありますが、私はまず復帰に対処するため本土制度に応じた行政機構を設置し、企画部門の一層の強化、市民福祉と都市清掃の拡充、公共用地確保、公害、都市災害対策等を重点に施策していくことにいたしました。とくに公害を防止するための対策をたてるとともに、相つぐ災害から市民の生命を守るための救急センターを設置する考えであります。

さて、具体的な事業であります。1972年度予算編成の方針といたしまして、「那覇市建設計画」(1971～1975)の内容を充分検討の上、(1)都市計画事業の推進、(2)生活環境の整備拡充、(3)産業基盤の整備に重点をおき、予算配分をいたしましたのでありますが、とくに次の新規事業を計画いたしましたのであります。

まず、安謝橋～首里儀保間および松川ポンプ場～農業試験場間の道路およびその他道路新設改良など11本、計4百万ドル、希望か丘公園、辻緑地公園および児童公園(7か所)など公園整備費に24万ドル、公営住宅(第1種150戸、第2種150戸)、保育所建設費74

万ドル、ごみ焼却炉建設、ロードバッカーおよび衛生パトロール車購入費42万ドル、那覇新港上屋倉庫建設費30万ドル、第4次埋立地整備18万ドル、農業振興費2万5千ドル、福祉対策費13万ドル、諸調査費9万7千ドル、住民基本台帳整備費6万ドル、那覇大綱引補助金2万ドルであります。

1972年度は、本土政府の復帰対策費が増額する反面、琉球政府の財政硬直化による補助金の減額、米国政府援助の減少などきわめてきびしい財政環境にありながら、これらの新規事業をふくめ一般会計において29,147,724ドル、水道、区画整理、下水道などの特別会計で5,902,882ドル合計35,050,606ドルの当初予算を編成することができ、市政と教育行政を引続き前進させる見通しがついたのであります。

具体的な事業および予算額については、ご提案申しあげております。ご提案申しあげております予算案でご検討され、議員各位のご協力をあおぐことにしたいと思います。

以上、復帰にともない那覇市が対処すべき市政の重点課題について申しあげましたが、新年度におきましてもなお一層のご協力を賜わり新しい県都那覇の誕生を全市民とともに期待しつつ私の施政方針といたします。